資料３

東京３弁護士会による公益通報者保護に関する取り組みについて

２０１０．８．５

第一東京弁護士会　所属
弁護士　松村眞理子

１　東京には，東京弁護士会，第一東京弁護士会及び第二東京弁護士会の３つの弁護士会がある。公益通報者保護については，３弁護士会がそれぞれ独自の取り組みを行うとともに，３会の協議会を設置して，下記のような公益通報者の相談・支援活動，公益通報に関する調査・研究活動を行っている。

２　公益通報(内部告発)相談窓口について

（１）沿革

・平成１６年５月２１日衆議院内閣委員会
公益通報者保護法案に対する附帯決議　８項
「本法の適用に当たっては，通報をしようとする者が事前に相談できる場が必要であることから，国，地方を通じて行政機関における通報・相談の受付窓口の整備・充実に努めること。また，民間における相談窓口の充実に関し，日本弁護士連合会等に協力を要請すること。」とある。

　これを受けて，内閣府国民生活局長から日本弁護士連合会に直接要請があり，日弁連は，全国の弁護士会に，相談窓口設置を呼び掛けた。
平成１８年４月　東京三弁護士会公益通報相談協議会発足

・同年４月１日　公益通報相談窓口オープン・受付開始
・同年４月１２日　「公益通報１１０番」(第１回)実施
・同年９月２９日　「公益通報１１０番」(第２回)実施

以降，公益通報相談窓口を運営し，現在に至る。

（２）相談実施方法

東京三弁護士会のホームページ等により広報を行っている。

相談の申込があった場合，各弁護士会があらかじめ設置している相談担当弁護士名簿から弁護士を指定し，弁護士会館又は担当弁護士事務所等で面談による相談を実施する。

初回の相談料は無料とし，相談担当弁護士には弁護士会から日当が支給される。

初回相談の後，さらに相談者が弁護士に継続的な相談又は代理行為等

を依頼する場合には，別途，弁護士費用を支払うことになる。

（３）相談実績

平成１８年	２６件	
平成１９年	２３件	
平成２０年	３８件	
平成２１年	３６件	
平成２２年	２０件	（８月２日現在）

（４）相談・活動内容

①相談者が通報しようとしている情報が公益通報者保護法に規定されている「公益通報」に該当するかどうかについての助言

②どこに，どのような方法で，通報することが適切であるかどうかについての助言

③通報者が，弁護士による通報を希望する場合の代理行為

④通報者が，公益通報により解雇その他の不利益を受けた場合に，その不利益を回復するための弁護士活動

３　外部窓口の設置について

（１）官公庁

・中央官庁　　6省庁(弁護士８名)

・自治体　　　１区(弁護士３名)

（２）一般企業等

弁護士紹介センターによる案内

４　弁護士のための研修会の実施

(テーマは下記の通り)

【平成18年度】

第１部　講演｢独禁法上のリニエンシー制度(課徴金減免制度)と公益通報者保護制度｣

第２部　事例研究

①自治体から｢新宿区外部相談窓口｣

②企業から｢企業の外部通報窓口弁護士｣

｢企業の内部通報窓口の設置･運営の実務経験者｣

【平成19年度】

講演｢中央官庁，地方自治体，企業の外部ヘルプライン業務を受託するに当たっての留意点について｣

講師:國廣　正氏(内閣府法令遵守対応室担当弁護士)

【平成20年度】
講演「内部通報と弁護士」～そのスキルとマインド～
講師:久保利　英明氏(第二東京弁護士会会員)

【平成21年度】
テーマ:内部告発と弁護士の役割～あるべき公益通報者保護のために～
報告1:米津　航氏(三会公益通報協議会委員)
報告2:遠藤　洋一氏(消費者庁企画課課長補佐,第一東京弁護士会会員)
パネルディスカッション
パネリスト:奥山　俊宏氏(朝日新聞記者)
遠藤　洋一氏
中村　雅人氏(三会公益通報協議会委員,消費者委員会委員)

5　法改正について

（１）上記相談窓口において受ける相談の大半は，相談者が通報しようとしている情報が「公益通報」に該当するかどうか，どこに通報すべきか，といった内容であることから，公益通報者保護法の規定が素人には難解で分かりにくいと思われる。法律の規定をわかりやすく整備した上で，一層の広報活動が必要である。

（２）相談者は，実際に通報するにあたって，雇用関係上の不利益を受けないようにしたいと希望することが多く，匿名性を保ったまま有効な通報を行うことができるような法整備が必要である。